

広島県告示第百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、県営城東住宅、県営港町住宅、県営泉住宅、県営南泉住宅、県営吉津住宅、県営北美台住宅、県営向ヶ丘住宅、県営高屋住宅、県営引野住宅、県営日吉台住宅、県営城興ヶ丘住宅、県営蔵王住宅、県営駅家住宅、県営神村住宅、県営南松永住宅、県営府中住宅及び県営高木住宅並びに県営城東住宅駐車場、県営港町住宅駐車場、県営泉住宅駐車場、県営南泉住宅駐車場、県営吉津住宅駐車場、県営北美台住宅駐車場、県営向ヶ丘住宅駐車場、県営高屋住宅駐車場、県営引野住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営城興ヶ丘住宅駐車場、県営蔵王住宅駐車場、県営駅家住宅駐車場、県営神村住宅駐車場、県営南松永住宅駐車場、県営府中住宅駐車場及び県営高木住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名称	住所	
株式会社堀田組	尾道市新浜一丁目九番三二号	平成二十七年三月六日 (平成二十七年四月一日 ～平成三十三年三月二日)
株式会社誠和	尾道市新浜一丁目九番三二号	